

社会福祉法人南陽市社会福祉協議会

赤い羽根共同募金配分金助成事業 実施要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人南陽市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、赤い羽根共同募金の配分金の一部を「助成金」として、地域福祉の推進及び先駆的・開拓的な活動を行っているボランティアグループ、NPO法人、自治会等団体の事業に対し助成を行い、その活動を支援することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 本事業の対象は、南陽市内で福祉または福祉に関連する保健、医療、教育等の分野において活動するボランティアグループ、NPO法人、自治会、団体等とする。

(助成対象とする事業)

第3条 次に掲げる事業で、毎年度4月1日から3月31日までに実施完了する事業を対象とする。

- (1) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年、母子・父子、福祉育成分野における活動を行う事業
- (2) その他、特に必要と認められる事業

(助成対象としない事業)

第4条 次に掲げる事業を助成対象としない。

- (1) 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的制度により運営する事業
- (2) 他の助成金と重複する事業
- (3) 他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

(助成対象としない費用)

第5条 次に掲げる費用を助成対象としない。

- (1) 人件費に類するもの
- (2) 視察費用
- (3) 事務所となる家屋、部屋の借上料（但し、家屋、部屋が直接サービス提供場所となる場合は助成の対象とする）
- (4) 建物の増改築等の施設整備費
- (5) 事務処理用の事務機器、通信機器の整備費
- (6) その他、当該団体の通常の事業運営費

(申請)

第6条 申請する団体は、次に掲げる書類を添えて本会会長に提出するものとする。

- (1) 赤い羽根共同募金配分金助成事業申請書（様式第1号）
- (2) その他本会が求めるもの

(助成額等)

第7条 交付される助成額は1団体10万円以内とする。希望団体が予定数を上回る場合は、1団体あたりの助成額を引き下げることがある。

(審査選考・通知)

第8条 申請のあった団体等については、本会にて内容を充分審査し助成の可否と助成額を決定する。本会会長は助成が適当である団体に赤い羽根共同募金配分金助成事業決定通知書(様式第2号)にて通知し、却下する場合はその旨を直接申請団体に連絡する。

(助成金の請求・交付)

第9条 配分金助成事業決定の通知があったときは、請求書(様式第4号)を本会会長に提出するものとする。本会会長は、助成対象となった団体に対し事業実施時期に配慮し交付する。

(使途明示)

第10条 助成を受けた事業は、別添「共同募金配分金使途明示取扱要領(抜粋)」により、助成を受けたことを明示しなければならない。

(活動実績の報告)

第11条 助成を受けた団体は、次の書類を事業終了後速やかに本会会長へ提出するものとする。

(1) 赤い羽根共同募金配分金助成事業実績報告書(様式第3号)

(2) 事業報告書(様式第3-1号)

(3) 収支決算書(様式第3-2号)

(4) その他本会が求めるもの

(助成金の返還等)

第12条 助成を受けた団体が、助成金を不正または虚偽に使用した場合は、すでに交付した助成金の返還を命じることがある。

(附則)

第1条(その他) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

(附則)

第2条(施行日) この要綱は令和6年2月19日より施行する。

(改訂) 改訂により令和7年1月30日より施行する。

添付文書:「共同募金配分金使途明示取扱要領(抜粋)」(山形県共同募金会)使途明示の方法